


# 第96回 定時株主総会 招集ご通知

 **日時** 2021年6月22日（火曜日）午前10時

 **場所** 大阪市中央区道修町1丁目7番1号  
(北浜コニシビル4階)

## 当社ホール

(末尾に記載の会場ご案内図をご参照ください。)

**議決権行使期限** 2021年6月21日（月曜日）17時30分まで

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
  - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
  - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
  - 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件





代表取締役社長 **大山 啓一**

株主の皆様へは、日頃よりコニシグループにご支援いただき、厚く御礼申し上げます。ここに、当社第96回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

このたび横田隆の後任として代表取締役社長に就任いたしました。より一層、社業の発展に専心努力いたします所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

当社の歩みは、1870年創業の薬種商から始まり、2020年11月に創業150周年を迎えることができました。現在は、合成接着剤を製造販売するメーカーとしての「ボンド」、社会インフラ・建築ストック市場の維持・補修工事を目的とした「土木建設工事」、化学品を扱う専門商社としての「化成品」を主力の3事業として、「つなげる」ことを理念とし、さらなる事業展開を図っております。

コニシにとって、「つなげる」は多様な意味を持ちます。

- 一つは、様々なモノをくっつけること。
- 一つは、人やモノや情報をつなげること。
- 一つは、様々なモノを次代へ、より長きにわたって継いでいくこと。
- 一つは、お客様の思いや夢を形として具体化すること。

創業150年のその先も、「つなげる」ことにどこよりもこだわり、これまでの事業を発展させるとともに、新分野・新領域の開拓にも挑戦して参ります。株主の皆様には今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。

## 目次

第96回定時株主総会招集ご通知……………	P. 2	監査報告……………	P.34
事業報告……………	P. 4	株主総会参考書類……………	P.40
連結計算書類……………	P.27	TOPICS……………	P.61
計算書類……………	P.30		

## 第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書によって議決権を行使することもできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月21日(月曜日)17時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- |               |   |
|---------------|---|
| <b>1 日 時</b>  | 2021年6月22日(火曜日) 午前10時   |
| <b>2 場 所</b>  | 大阪市中央区道修町1丁目7番1号(北浜コニシビル4階)<br>当社ホール<br>(末尾に記載の会場ご案内図をご参照ください。)                                 |
| <b>3 目的事項</b> |   |
| <b>報告事項</b>   | 1. 第96期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件<br>2. 会計監査人および監査役会の第96期連結計算書類監査結果報告の件 |
| <b>決議事項</b>   |   |
| <b>第1号議案</b>  | 剰余金処分の件   |
| <b>第2号議案</b>  | 定款一部変更の件  |
| <b>第3号議案</b>  | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件  |
| <b>第4号議案</b>  | 監査等委員である取締役4名選任の件   |
| <b>第5号議案</b>  | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件  |
| <b>第6号議案</b>  | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件   |
| <b>第7号議案</b>  | 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件  |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.bond.co.jp>)に掲載させていただきますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
  - ①事業報告の業務の適正を確保するための体制
  - ②連結計算書類の連結注記表
  - ③計算書類の個別注記表なお、監査役が監査をした事業報告、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.bond.co.jp>)に掲載している業務の適正を確保するための体制、連結注記表および個別注記表となります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.bond.co.jp>)に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

### ご来場される株主の皆様へ

- 感染防止のため座席の間隔を広く設けておりますので、席数が大幅に減少しております。満席の場合はご入場をお断りさせていただく場合がございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は受付にて検温を実施いたします。また、ご入場の際はマスクの着用、入場前のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。検温・マスクの着用等の感染防止にご協力いただけない方、体調不良と思われる方は、感染拡大防止の観点からご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

### 当社の対応について

- 運営スタッフにつきましては、マスク・手袋を着用の上、対応させていただきます。
- 質疑応答で使用するマイクは、使用の都度、アルコール消毒させていただきます。
- お飲み物のご提供を取りやめとさせていただきます。
- 株主総会終了後の懇談会は中止とさせていただきます。

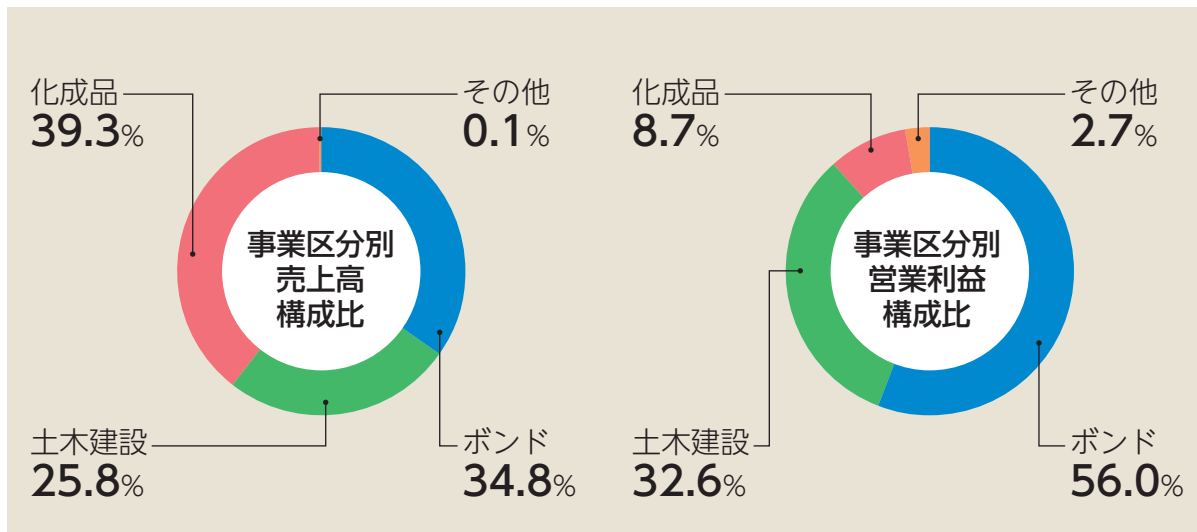
今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.bond.co.jp>)に掲載させていただきますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

## 1. 企業集団の現況

### 1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会経済活動が大きく制限され、総じて厳しい状況で推移しました。2020年4月に発出された緊急事態宣言の解除以降は、段階的な経済活動の再開とともに景気回復の兆しが見られていたものの、12月以降の感染再拡大により、2021年1月には11都府県において再度緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルス感染症の再拡大が続いていることや、収束の見通しが立たないことから、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの関連業界では、住宅業界においては、新設住宅着工戸数が弱含みで推移しましたが徐々に回復し、土木建設業界においては、都市部の再開発や建築物の補修・改修工事の需要および道路、鉄道などのインフラ整備並びに維持修繕の需要は堅調に推移しました。自動車業界においては、第2四半期以降は回復基調となりました。

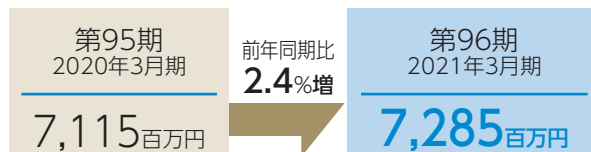


その結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高1,337億36百万円(前年同期比1.1%減)、営業利益72億85百万円(前年同期比2.4%増)、経常利益74億28百万円(前年同期比2.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益49億34百万円(前年同期比7.6%増)となりました。

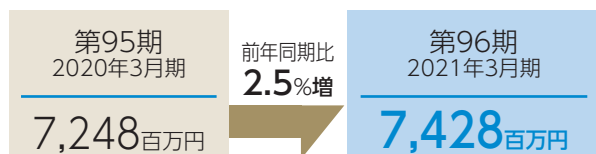
## 売上高



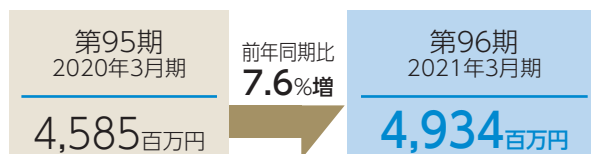
## 営業利益



## 経常利益



## 親会社株主に帰属する当期純利益



## 事業区分別の状況

### 【ボンド】

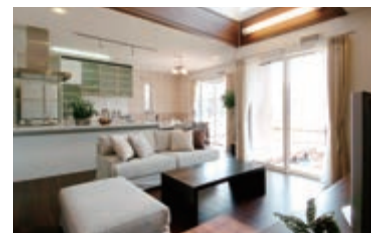
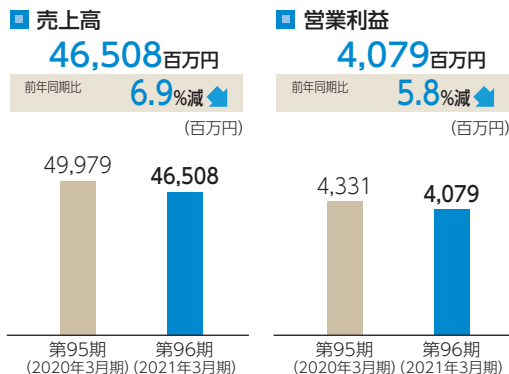
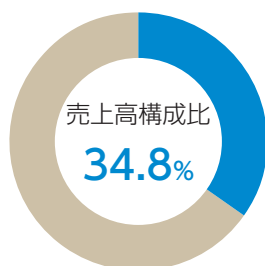
一般家庭用分野においては、コンビニエンスストア向けの売上は減少しましたが、ホームセンター向けの売上は増加しました。

住関連分野における内装工事用や内装建材用接着剤、産業資材分野における紙関連用途向け水性接着剤の売上は減少となりましたが、第3四半期以降は回復基調となりました。

自動車・電子部品等に使用される弾性接着剤の売上は前期並みに回復しました。

以上の結果、売上高は465億8百万円(前年同期比6.9%減)、営業利益は40億79百万円(前年同期比5.8%減)となりました。

### ボンド



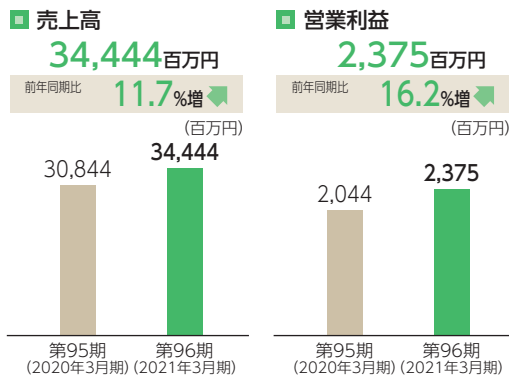
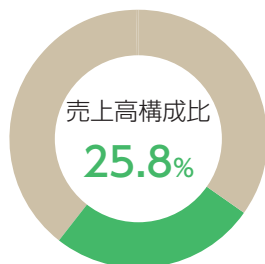
## 【土木建設】

建築分野においては、新型コロナウイルス感染症の影響により各工事が中断した影響で、建築補修用や外壁はく落防止工法に使用する材料、建築用シーリング材の売上は減少となりましたが、第3四半期以降は回復基調となりました。

土木分野においては、表面保護・はく落防止工法、連続繊維シート補強工法が堅調に推移し、売上は増加しました。土木建設工事においては、公共事業を中心としたインフラおよびストック市場の補修・改修・補強工事が引き続き好調に推移し、売上は増加しました。

以上の結果、売上高は344億44百万円(前年同期比11.7%増)、営業利益は23億75百万円(前年同期比16.2%増)となりました。

### 土木建設





## [化成品]

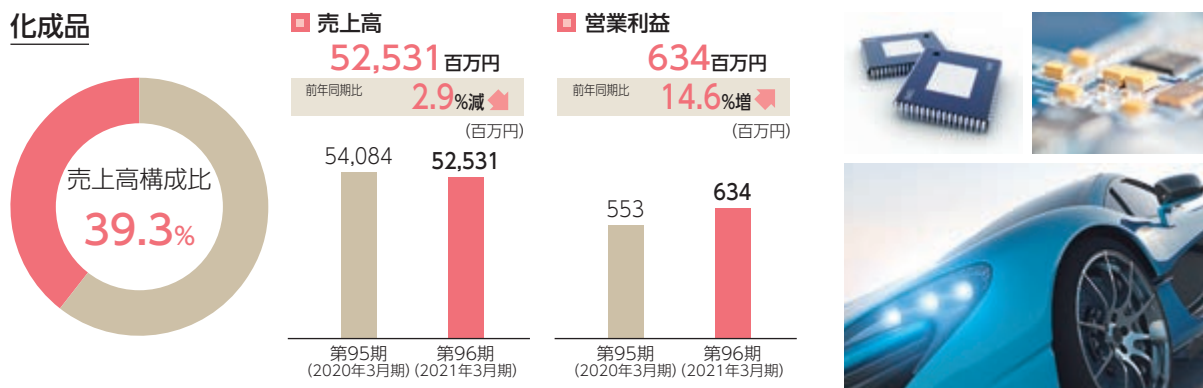
化学工業分野においては、樹脂原料の販売が低調だったものの、エタノール関連商材の売上が増加しました。

自動車分野においては、車載電子部品に使用される商材の売上は減少となりましたが、需要回復に伴い第3四半期以降は売上が増加し、減少幅は縮小しました。電子電機分野、塗料分野の売上は減少しましたが、徐々に回復基調となりました。

丸安産業(株)は、コンデンサ用商材が回復し好調に推移したことにより、売上は増加しました。

以上の結果、売上高は525億31百万円(前年同期比2.9%減)、営業利益は6億34百万円(前年同期比14.6%増)となりました。

### 化成品



## [その他]

その他は不動産賃貸業となります。売上高は2億52百万円(前年同期比7.0%減)、営業利益は1億89百万円(前年同期比13.3%減)となりました。

## 2 設備投資の状況

当社グループは、事業拡大のためのM&Aおよび製造設備の合理化、物流の効率化並びに当社グループ内での配送体制構築のため、投資を積極的に実施しており、今後も継続して行う予定であります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は37億47百万円であります。その主なものは、滋賀工場排水処理施設の更新、栃木工場充填設備の増設、大阪本社フリーアドレス制導入によるリニューアル工事等となります。その他、関係会社であるサンライズ(株)は、東日本のシーリング材製造拠点として小山工場(栃木県)を建設、ボンドエンジニアリング(株)は、東海エリア強化のために名古屋支店新社屋を建設しました。

## 3 資金調達の状況

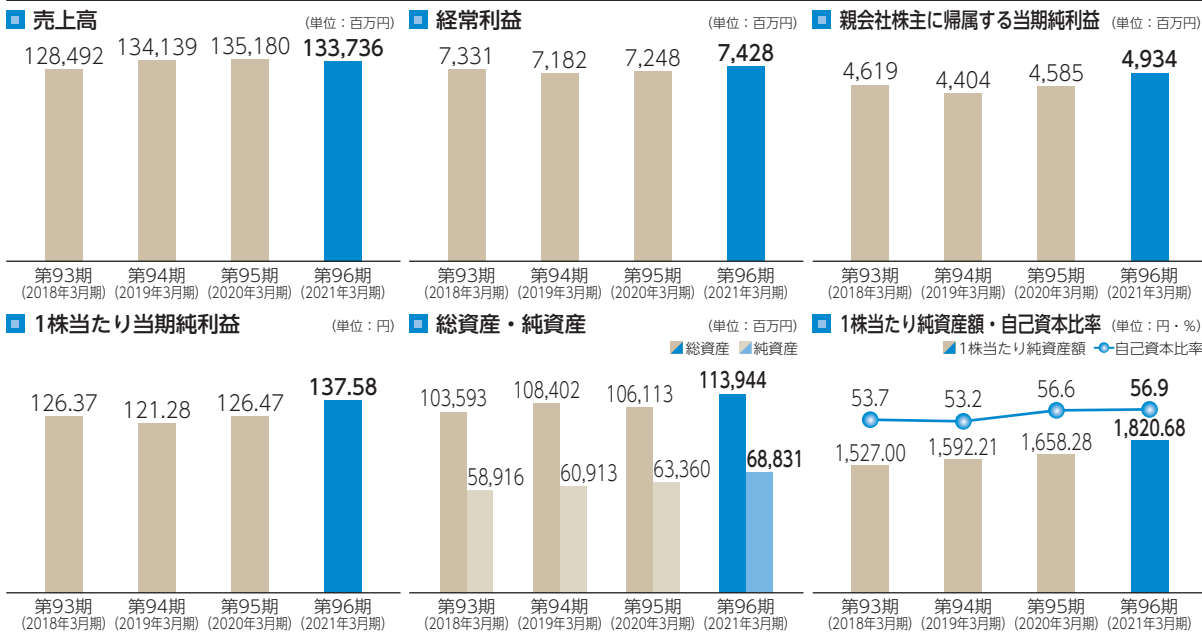
当連結会計年度において、重要な長期借入および増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

#### 4 財産および損益の状況

区 分	第93期 (2018年3月期)	第94期 (2019年3月期)	第95期 (2020年3月期)	第96期 (当連結会計年度 (2021年3月期))
売 上 高 (百万円)	128,492	134,139	135,180	133,736
経 常 利 益 (百万円)	7,331	7,182	7,248	7,428
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	4,619	4,404	4,585	4,934
1 株当たり当期純利益 (円)	126.37	121.28	126.47	137.58
総 資 産 (百万円)	103,593	108,402	106,113	113,944
純 資 産 (百万円)	58,916	60,913	63,360	68,831
1 株当たり純資産額 (円)	1,527.00	1,592.21	1,658.28	1,820.68
自 己 資 本 比 率 (%)	53.7	53.2	56.6	56.9

(注1) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、また、1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式数により算出しております。

(注2) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第94期の期首から適用しており、第93期の総資産および自己資本比率については、当該会計基準を遡って適用した場合の数値となっております。



## 5 子会社の状況

### 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
ボンドエンジニアリング(株)	100 百万円	100.0 %	土木工事の設計施工請負監理
角 丸 建 設 (株)	20	100.0	建築・土木工事の設計施工請負監理
ウォールボンド工業(株)	30	100.0	壁紙施工用接着剤等の製造販売
ボ ン ド 販 売 (株)	50	100.0	接着剤・シーリング材の販売
ボンドケミカル商事(株)	80	100.0	合成樹脂・工業薬品・溶剤等の販売
科昵西貿易(上海)有限公司	138	100.0	合成樹脂・接着剤等の販売
サ ン ラ イ ズ (株)	315	71.1	接着剤・シーリング材の製造販売
丸 安 産 業 (株)	100	61.8	化学工業薬品・薄膜材料等の販売

(注) 出資比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

## 6 対処すべき課題

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、持ち直しの動きがみられるようになってきました。設備投資や企業収益についても感染症の影響によりまだ一部では弱さがみられるものの、総じてみれば回復の動きがみられています。今後に関しましても、緊急事態宣言解除後も感染拡大の防止策を講じる中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の再拡大が続いていることや、収束の見通しが立たないことから、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような中、ボンド事業においては、住宅着工戸数は貸家、分譲住宅が低迷し、おおむね横ばいで推移することが予想されます。また、リフォーム需要は堅調に推移することが予想されます。

土木建設事業においては、公共工事、民間工事は、上半期は首都圏を中心に低調に推移することが予想されますが、下半期は回復し堅調に推移することが予想されます。また、ビル・マンション等のストック市場およびインフラ市場における補修・改修は堅調に推移することが予想されます。

化成成品事業においては、情報通信機能の強化・拡大、自動車の電装化、人手不足を背景としたロボット需要の高まりなど、先端分野では成長が続くと予想されます。

このような状況のもと、当社グループにおいては、継続的な利益創出と事業拡大を目的として、コニシグループの連携強化、事業ポートフォリオの見直しによる経営資源、研究資源の最適配分を行い、コア事業の強化および周辺領域の市場発掘と育成およびアジア市場への展開を進めて参ります。

当社グループは、これまで「ボンド」「土木建設」「化成品」を事業セグメントとしておりましたが、翌2022年3月期連結業績より、これまで「土木建設」に含めておりました土木建設分野に使用される接着剤・補修材・シーリング材の事業を「ボンド」に移管し、事業セグメントを「ボンド」、「化成品」、「工事事業」として再編いたします。これは、社会インフラ、建築ストック市場の補修・改修・補強などの工事請負事業をより一層強化するために、経営体制の変更を行うことによるものです。

各セグメントの重要課題は以下のとおりです。

#### <ボンド>

コア事業と位置づける汎用、住宅関連分野で販売の拡大、次の柱となる産業資材分野への積極展開を図って参ります。また、建築補修分野での補修材、シーリング材の販売の拡大、土木分野では補修、補強工法を積極的に展開し、関係工事会社との連携強化を進めて参ります。

#### <化成品>

部門、国内外を問わず、成長する分野、地域に照準を合わせ、コア事業での販売を拡大するとともに、新規商材、新規顧客の開拓を図り商品の高付加価値化と海外への進出を実現できる体制の構築を目指して参ります。

#### <工事事業>

関係会社を中心とした社会インフラ、建築ストック市場の維持・補修・改修などの工事請負事業の強化をさらに推進して参ります。コニシ独自の外壁補修、耐震補強、表面保護などの工法の活用や土木建設工事会社のM&Aを行い、事業の拡大を図って参ります。

## 7 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	主要な製品・商品名および事業	
ボ ン ド	工業用接着剤	酢酸ビニル樹脂系、アクリル共重合樹脂系、合成ゴム系、エポキシ樹脂系、シアノアクリレート系、EVA樹脂系、ウレタン樹脂系、変成シリコン系、澱粉系
	一般家庭用接着剤	
	建築用接着剤	
	その他	粘着テープ、床用ワックス、離型剤
土 木 建 設	土木建設用接着剤	エポキシ樹脂系、ポリマーセメント系、ポリウレア樹脂系
	シーリング材	ポリウレタン系、変成シリコン系、アクリルウレタン系、ポリサルファイド系、シリコン系
	土木建設工事	
化 成 品	工業薬品	アルコール類、セルロース類、エステル類、可塑剤、モノマー他各種溶剤
	合成樹脂	熱可塑性樹脂：塩化ビニル、ポリエチレン、ABS、ポリスチレン、ポリカーボネート、ポリアミド、ポリプロピレン 熱硬化性樹脂：シリコン、エポキシ、ポリウレタン、ポリエステル、メラミン
	その他	電子部品材料、薄膜材料、樹脂成型品・加工品、ガラス繊維
そ の 他	不動産賃貸	

## 8 企業集団の主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

社名	事業区分	事業所	
コニシ(株)	ボンド 土木建設 化成品 その他	本店	大阪市中央区道修町1丁目6番10号
		本社	大阪(大阪市中央区道修町1丁目7番1号)
		支社	関東(さいたま市桜区西堀5丁目3番35号)
		サテライトオフィス	東京(千代田区丸の内2丁目1番1号)
		支店	名古屋(名古屋市中区) 福岡(福岡市南区) 横浜(横浜市港北区) 札幌(札幌市東区)
		工場	栃木(栃木県下野市) 滋賀(滋賀県甲賀市)
		研究所	浦和(さいたま市桜区) 大阪(大阪市鶴見区)
水口化学産業(株)	ボンド	本社・工場	滋賀県甲賀市
ボンドケミカル商事(株)	ボンド・土木建設	本社	大阪市中央区
ボンドエンジニアリング(株)	土木建設	本社	大阪市鶴見区
ボンド販売(株)	ボンド	本社	大阪市中央区
ボンド物流(株)	ボンド・土木建設	本社	栃木県下野市
近畿鉄筋コンクリート(株)	土木建設	本社	兵庫県尼崎市
ウォールボンド工業(株)	ボンド	本社・工場	群馬県邑楽郡
角丸建設(株)	土木建設	本社	静岡県藤枝市
山昇建設(株)	土木建設	本社	名古屋市守山区
サンライズ(株)	ボンド	本社	大阪市中央区
		工場	岡山県勝田郡 栃木県小山市
		研究所	大阪市鶴見区
丸安産業(株)	化成品	本社	大阪市中央区
コニシ工営(株)	土木建設	本社	札幌市西区
(株)和泉	土木建設	本社	静岡県藤枝市
K B L I N E(株)	ボンド・土木建設	本社	栃木県小山市
科昵西貿易(上海)有限公司	ボンド・化成品	本社	中華人民共和国上海市
PT.KONISHI INDONESIA	化成品	本社	インドネシア共和国ジャカルタ市
科陽精細化工(蘇州)有限公司	ボンド	本社・工場	中華人民共和国江蘇省蘇州市
Kony Sunrise Trading Co.,Ltd.	ボンド・化成品	本社	タイ国バンコク市
Konishi Lemindo Vietnam Co.,Ltd.	ボンド	本社・工場	ベトナム社会主義共和国ビンズオン省
PT.Konishi Lemindo Indonesia	ボンド	本社・工場	インドネシア共和国ポゴール市
台湾丸安股份有限公司	化成品	本社	中華民国台北市

(注1) 山昇建設(株)は2020年7月29日付にて、当社が株式を新規取得したことにより、同社を連結子会社といたしました。

(注2) サンライズ(株)は2021年3月17日付にて、小山工場を新設いたしました。

(注3) PT.Konishi Lemindo Indonesiaは2021年1月20日付にて、当社とPT.TRIPUTRA INVESTINDO ARYAが合弁会社として設立したことにより、同社を連結子会社といたしました。

## 9 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
1,542名	+198名

(注) 使用人数には使用人兼務取締役・顧問・嘱託・契約社員およびパートタイマーは含んでおりません。

### ②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
741名	+2名	40.6歳	16.0年

(注1) 使用人数には使用人兼務取締役・顧問・嘱託・契約社員およびパートタイマーは含んでおりません。

(注2) 平均年齢、平均勤続年数は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。



## 2. 会社の現況

### 1 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 160,800,000株
- ②発行済株式の総数 40,707,440株
- ③株主数 4,153名 (前期末比446名減)
- ④大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2,521千株	7.08%
コニシ共栄会	2,233	6.27
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	1,386	3.89
AVI GLOBAL TRUST PLC	858	2.41
コニシ従業員持株会	734	2.06
(株)カネカ	684	1.92
小西哲夫	645	1.81
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	593	1.66
小西新太郎	578	1.62
三菱UFJ信託銀行(株)	540	1.51

(注1) 当社は、自己株式を5,102,082株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注2) 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(注3) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。また、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### ⑤当事業年度中に職務の執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役を除く(社外取締役)	22,800株	7人

(注1) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告20ページ「2. 2⑤取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

## 2 会社役員 の 状況

①取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	横 田 隆	ボンドグループCEO ウォールボンド工業(株)代表取締役会長 サンライズ(株)代表取締役会長 丸安産業(株)代表取締役会長 PT.KONISHI INDONESIA コミサリス
取締役専務執行役員	日 下 部 悟	土木建設グループCEO ボンドエンジニアリング(株)代表取締役社長 コニシ工営(株)代表取締役会長
取締役専務執行役員	有 澤 彰 三	管理本部本部長兼人事部・経営企画室担当 ボンドケミカル商事(株)代表取締役会長 PT.Konishi Lemindo Indonesia コミサリス会長
取締役常務執行役員	井 上 孝 一 郎	関東支社支社長 兼海外事業グループ担当 科昵西貿易(上海)有限公司董事長 科陽精細化工(蘇州)有限公司董事長 Konishi Lemindo Vietnam Co.,Ltd.取締役会長 PT.Konishi Lemindo Indonesia 取締役社長
取締役常務執行役員	大 山 啓 一	ボンドグループボンド営業本部本部長 兼営業推進部統括部長 ボンド販売(株)代表取締役社長
取締役常務執行役員	松 端 博 文	研究開発・生産グループCEO 兼研究開発・生産本部本部長 兼生産管理部統括部長
取締役常務執行役員	巖 利 彦	土木建設グループ土木建設営業本部本部長 兼大阪土木建設営業部統括部長
社 外 取 締 役	高 瀬 桂 子	弁護士 大阪府公安委員
社 外 取 締 役	木 村 亮	京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻教授 阪神高速道路(株)事業評価監視委員会、技術審議会委員 大阪市高速電気軌道(株)土木技術研究会委員 (社)日本基礎建設協会理事
常 勤 監 査 役	榎 本 真 也	

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
社外監査役	川田憲治	TMA KAWADA OFFICE代表 (株)タカラレーベン社外取締役 PE&HR(株)社外取締役
社外監査役	中田基之	
社外監査役	山田美樹	公認会計士山田美樹事務所所長

(注1) 当社は、社外取締役高瀬桂子、木村亮並びに社外監査役川田憲治、中田基之、山田美樹を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注2) 社外監査役山田美樹は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注3) 当事業年度に係る役員の兼職状況は、以下のとおりであります。

- ・代表取締役社長横田隆は、bond物流(株)の取締役を兼務しております。
- ・取締役専務執行役員日下部悟は、近畿鉄筋コンクリート(株)、角丸建設(株)、山昇建設(株)の取締役および科昵西貿易(上海)有限公司の董事を兼務しております。
- ・取締役専務執行役員有澤彰三は、科陽精細化工(蘇州)有限公司の董事を兼務しております。
- ・取締役常務執行役員井上孝一郎は、Kony Sunrise Trading Co., Ltd.およびPT. KONISHI INDONESIAの取締役を兼務しております。
- ・取締役常務執行役員大山啓一は、bondケミカル商事(株)の監査役および科昵西貿易(上海)有限公司、科陽精細化工(蘇州)有限公司の董事を兼務しております。
- ・取締役常務執行役員松端博文は、水口化学産業(株)、bondケミカル商事(株)の取締役および科昵西貿易(上海)有限公司の董事を兼務しております。
- ・取締役常務執行役員巖利彦は、bondエンジニアリング(株)、bond販売(株)および角丸建設(株)の取締役を兼務しております。

(注4) 執行役員制度

当社は2006年6月1日より執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

上席執行役員 (2013年4月1日選任)	野田昌治	丸安産業株式会社代表取締役社長
上席執行役員 (2016年4月1日選任)	高中喜一郎	化成品グループCEO
執行役員 (2018年4月1日選任)	川竹正敏	化成品グループ東京化成品営業部統括部長
執行役員 (2018年4月1日選任)	岡本伸一	管理本部副本部長
執行役員 (2020年4月1日選任)	藤善敏史	bondグループbond営業本部副本部長
執行役員 (2020年4月1日選任)	向井義浩	研究開発・生産グループ研究開発・生産本部副本部長兼滋賀工場工場長

### ②当事業年度中に退任した監査役

2020年6月23日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、任期満了および辞任により退任した監査役は以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	東郷正人	
社外監査役	吉川郁夫	公認会計士 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科客員教授 住友電気工業(株)社外監査役

### ③当事業年度終了後の取締役の異動

2021年4月1日付で、以下のとおり取締役の地位・担当職務を変更しております。

氏名	変更後の地位・担当職務
横田 隆	代表取締役会長 グループCEO
大山 啓一	代表取締役社長
日下部 悟	取締役専務執行役員 工事業グループ担当
有澤 彰三	取締役専務執行役員 管理本部・人事部・経営企画室担当
井上 孝一郎	取締役常務執行役員 海外事業グループ担当
松端 博文	取締役常務執行役員 化成品事業本部本部長 兼関東支社支社長 兼東京化成品営業部統括部長
巖 利彦	取締役常務執行役員 ボンド事業本部本部長 兼土木建設営業本部本部長 兼営業推進部統括部長

#### ④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役・各監査役との間で、社外取締役・監査役が、その職務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときには、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負う契約を締結しております。

#### ⑤取締役および監査役の報酬等

##### イ. 報酬などの内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。取締役の報酬は、役位ごとの大きさや責任範囲に基づいた固定報酬としての基本報酬と会社業績を勘案した賞与、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成し、「基本報酬」：「賞与」：「株式報酬」の比率はおおむね65%：20%：15%とする。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。

##### b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

##### c. 業績連動報酬等(賞与)の決定に関する方針

業績連動報酬等(賞与)は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した現金報酬とし、毎年、一定の時期に支給する。

##### d. 非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)の決定に関する方針

非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とし、基本報酬に役位に応じた係数をかけた付与算定

額を株主総会前日の終値で除した株数(単元株式数に四捨五入)とする。

e. 取締役の個人別の報酬などの内容についての決定に関する事項

個人別の報酬については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。

ロ. 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			員 数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	308百万円 (16百万円)	211百万円 (16百万円)	63百万円 (-)	33百万円 (-)	9名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	37百万円 (21百万円)	37百万円 (21百万円)	- (-)	- (-)	6名 (4名)
合 計 (うち社外役員)	345百万円 (37百万円)	248百万円 (37百万円)	63百万円 (-)	33百万円 (-)	15名 (6名)

(注1) 上表には、2020年6月23日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

(注2) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

(注3) 業績連動報酬等にかかる業績指標は、業績目標達成度としており、その連動する指標は純利益および営業利益であります。純利益は、配当原資に帰属するものであり、株主様との意識を共有するため、営業利益は、本業での利益を適正に評価するため、それぞれ指標として採用しております。業績連動報酬の額の算定は、役位に応じた基準額に、業績目標達成度を元にした乗率を反映させ算定しております。なお、当事業年度における上記指標の実績は、28ページ「連結損益計算書」に記載のとおりです。

(注4) 非金銭報酬等の内容は当社株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 報酬などの内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は事業報告16ページ「2. 1 ⑤当事業年度中に職務の執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況」に記載しております。

(注5) 取締役の報酬限度額は、2012年6月22日開催の第87回定時株主総会において、年額350百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。また、2017年6月16日開催の第92回定時株主総会において、この報酬限度額とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の限度額を年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、7名です。

(注6) 監査役の報酬限度額は、1994年6月28日開催の第69回定時株主総会において、年額45百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

(注7) 取締役会は、代表取締役横田隆に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

⑥社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	出席の状況	主な活動状況等
取締役	高瀬桂子	取締役会100% (12回中12回)	弁護士の知見に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、当社が期待するコーポレートガバナンスの強化について適切な役割を果たしました。
取締役	木村亮	取締役会100% (12回中12回)	工学研究科教授としての専門的な知識・経験に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、当社が期待するコーポレートガバナンスの強化について適切な役割を果たしました。
監査役	川田憲治	取締役会100% (12回中12回) 監査役会100% (13回中13回)	監査役会において、会社法および関係諸法令に基づいて意見を述べました。また、取締役会においては、幅広い会社知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
監査役	中田基之	取締役会100% (12回中12回) 監査役会100% (13回中13回)	監査役会において、企業経営における豊富な経験に基づいて意見を述べました。また、取締役会においても、その知見に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
監査役	山田美樹	取締役会100% (10回中10回) 監査役会100% (10回中10回)	公認会計士としての幅広い知識に基づき、監査役会においては、財務および会計に関する意見を述べました。また、取締役会においても、その知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

(注1) 社外監査役山田美樹は2020年6月23日開催の第95回定時株主総会において就任し、就任後の取締役会は10回、監査役会は10回であります。

(注2) 社外取締役高瀬桂子、木村亮並びに社外監査役川田憲治の重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。

### 3 会計監査人の状況

①名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ②報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法監査、金融商品取引法監査、内部統制監査および四半期レビューの監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、その他必要と判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。



## 4 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、その職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、当社の「行動憲章」「行動規範」に従い、企業倫理および法令の遵守並びに浸透を率先垂範して行っております。

CSR委員会においては、コニシグループのコンプライアンス体制の整備と徹底を図っております。また、内部統制推進委員会を設置して、コニシグループの内部統制システムの構築・維持・向上を図っております。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書およびその他の重要な情報は、法令および定款に定められている他、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理しております。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コニシグループで発生したリスクの定義と初期対応は、リスク管理規程により定められており、その対応と経過は取締役会、経営会議に報告されております。また認識されたリスクは、その都度取締役会、経営会議に提出され対応を検討しております。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回、また、取締役、執行役員で構成された経営会議を毎月開催し、経営の意思決定の迅速化、透明性および公平性の確保を行っております。取締役会は取締役会規程等により各取締役からの報告を受け、定められた事項を協議並びに決議しております。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、当社の「行動憲章」「行動規範」に従い、企業倫理の遵守および法令遵守の徹底に努めております。CSR委員会においては、「行動憲章」「行動規範」の配布・教育等並びに公益通報管理規程等会社規則の運用によりコンプライアンスの徹底を図っております。また、内部統制推進委員会を設置して、コニシグループの内部統制システムの構築・維持・向上を図っております。

⑥コニシグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の取締役および使用人が関係会社各社の取締役・監査役を兼任するとともに、関係会社担当取締役がグループ各社を統括し、取締役会において月次の業況報告等を行っております。グループ企業すべてに適用する指針としてコニシグループの「行動憲章」「行動規範」を配布、教育を行っております。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務の執行において補助を必要とした場合は、取締役会と協議の上、専任の使用人もしくは内部監査室等の使用人に職務の執行の補助を委託することにしております。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人が監査役補助職務を担う場合には、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けず、監査役の補助使用人についての人事権に係る事項は、監査役会の事前の承認を得ることにしております。

⑨コニシグループの取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、その担当する業務執行の状況を取締役会および監査役に報告しております。また、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実、その他重要な事実が起きた場合は監査役会にその都度報告し、さらに内部監査報告、リスク管理・公益通報等のうち重要な事項は適切に報告されております。また、監査役へ報告を行ったコニシグループの取締役および使用人に対し当該報

告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をコニシグループの取締役および使用人に周知徹底しております。監査役は、代表取締役・会計監査人・内部監査室と随時情報交換を行っております。

#### ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は定期的に代表取締役との会合を実施しており、監査役会は監査役会規程等により取締役・会計監査人および内部監査室から文書・情報の報告を受け、定められた事項を協議並びに決議しております。

#### ⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制推進委員会を設置し、全社横断的な協力体制により内部統制システムの整備・運用を推進し、コニシグループの財務報告の信頼性を確保するため、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保するための体制を整備運用しております。

#### ⑫反社会的勢力を排除するための体制

社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては決して関わりを持たず、毅然とした態度で対応しております。また不当要求にはコニシグループを挙げて毅然とした姿勢で臨み、「行動規範」「行動規範ガイドブック」に従い企業倫理を遵守しております。不当要求の発生に直面した場合には社内マニュアルに沿った行動をとることにより、被害の発生を未然に防止するものとしております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>[資産の部]</b>		<b>[負債の部]</b>	
<b>流動資産</b>	<b>76,133</b>	<b>流動負債</b>	<b>39,511</b>
現金及び預金	23,876	支払手形及び買掛金	29,525
受取手形及び売掛金	38,648	電子記録債権	3,116
電子記録債権	4,588	短期借入金	48
商品及び製品	6,254	1年内返済予定の長期借入金	81
仕掛品	248	リース債務	23
原材料及び貯蔵品	1,039	未払法人税等	1,617
未成工事支出金	256	賞与引当金	1,108
その他の他	1,269	役員賞与引当金	113
貸倒引当金	△48	その他の他	3,876
<b>固定資産</b>	<b>37,811</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,601</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(25,812)</b>	リース債務	159
建物及び構築物	12,462	長期預り保証金	2,890
機械装置及び運搬具	2,540	長期借入金	440
工具、器具及び備品	588	繰延税金負債	1,105
土地	9,195	退職給付に係る負債	836
リース資産	168	その他の他	169
建設仮勘定	856	<b>負債合計</b>	<b>45,113</b>
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(991)</b>	<b>[純資産の部]</b>	
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(11,007)</b>	<b>株主資本</b>	<b>61,230</b>
投資有価証券	8,005	資本金	4,603
長期貸付金	20	資本剰余金	4,526
差入保証金	374	利益剰余金	57,642
退職給付に係る資産	1,745	自己株式	△5,541
繰延税金資産	233	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,595</b>
その他の他	645	その他有価証券評価差額金	2,643
貸倒引当金	△18	繰延ヘッジ損益	△0
<b>資産合計</b>	<b>113,944</b>	為替換算調整勘定	△66
		退職給付に係る調整累計額	1,019
		<b>非支配株主持分</b>	<b>4,005</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>68,831</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>113,944</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	133,736
売 上 原 価	111,004
売 上 総 利 益	22,732
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,446
営 業 利 益	7,285
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	11
受 取 配 当 金	195
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	10
そ の 他	234
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	13
売 上 割 引	199
そ の 他	97
経 常 利 益	7,428
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	254
投 資 有 価 証 券 売 却 益	175
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	29
投 資 有 価 証 券 売 却 損	4
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	7,825
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,715
法 人 税 等 調 整 額	△108
当 期 純 利 益	5,217
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	283
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,934

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年4月1日 残高	4,603	4,513	54,184	△4,599	58,701
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,476		△1,476
親会社株主に帰属する当期純利益			4,934		4,934
自己株式の取得				△971	△971
自己株式の処分		13		29	42
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	13	3,458	△941	2,529
2021年3月31日 残高	4,603	4,526	57,642	△5,541	61,230

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整	退職給付に係る調整累計額	その他の利益累計額合計		
2020年4月1日 残高	1,392	△0	16	△38	1,369	3,289	63,360
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,476
親会社株主に帰属する当期純利益							4,934
自己株式の取得							△971
自己株式の処分							42
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,250	0	△83	1,058	2,225	715	2,941
連結会計年度中の変動額合計	1,250	0	△83	1,058	2,225	715	5,470
2021年3月31日 残高	2,643	△0	△66	1,019	3,595	4,005	68,831

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
[資産の部]			[負債の部]		
流動資産		56,360	流動負債		37,971
現金及び預金		20,408	支払手形		81
受取手形		5,345	支子記録債		5,514
電子記録債権		2,586	買掛金		16,861
売掛金		20,527	関係会社短期借入		11,776
商品及び製品		5,122	未払費用		1,304
仕掛品		159	未払法人税等		120
原材料及び貯蔵品		583	未払消費税等		801
前払費用		229	未払消費税		492
関係会社短期貸付金		759	預り金		84
その他		637	賞与引当金		734
固定資産		37,086	役員賞与引当金		76
(有形固定資産)		(18,072)	備関係支払手形		91
建物		8,209	その他		29
構築物		883	長期預り保証金		2,815
機械及び装置		1,355	長期未払金		10
車両運搬具		51	繰延税金負債		282
工具、器具及び備品		436	退職給付引当金		602
土地		6,980	その他		149
リース資産		156	負債合計		41,830
(無形固定資産)		(415)	[純資産の部]		
ソフトウェア		167	株主資本		49,551
その他		248	資本剰余金		4,603
(投資その他の資産)		(18,598)	資本剰余金		4,286
投資有価証券		4,903	資本準備金		4,182
関係会社株式		11,101	その他資本剰余金		103
関係会社出資金		666	利益剰余金		46,202
関係会社長期貸付金		753	利益準備金		1,119
差入保証金		183	その他利益剰余金		45,083
その他		996	配当平均積立		1,000
貸倒引当金		△5	圧縮積立		468
資産合計		93,447	別途積立		38,200
			繰越利益剰余金		5,414
			自己株式		△5,541
			評価・換算差額等		2,065
			その他有価証券評価差額金		2,065
			繰延ヘッジ損益		△0
			純資産合計		51,616
			負債・純資産合計		93,447

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		88,439
売 上 原 価		73,676
売 上 総 利 益		14,762
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,728
営 業 利 益		4,033
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	721	
そ の 他	195	928
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18	
売 上 割 引	183	
そ の 他	74	276
経 常 利 益		4,685
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	250	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	164	415
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	25	
そ の 他	4	30
税 引 前 当 期 純 利 益		5,070
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,394	
法 人 税 等 調 整 額	△46	1,348
当 期 純 利 益		3,722

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
2020年4月1日残高	4,603	4,182	90	1,119	42,837	△4,599	48,234
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△1,476		△1,476
当期純利益					3,722		3,722
自己株式の取得						△971	△971
自己株式の処分			13			29	42
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	13	-	2,245	△941	1,316
2021年3月31日残高	4,603	4,182	103	1,119	45,083	△5,541	49,551

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
2020年4月1日残高	1,221	△0	1,220	49,455
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,476
当期純利益				3,722
自己株式の取得				△971
自己株式の処分				42
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	844	0	844	844
事業年度中の変動額合計	844	0	844	2,161
2021年3月31日残高	2,065	△0	2,065	51,616

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	配当平均金 積立金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益金	合計
2020年4月1日残高	1,000	480	36,200	5,156	42,837
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△1,476	△1,476
圧縮積立金の取崩		△12		12	－
別途積立金の積立			2,000	△2,000	－
当期純利益				3,722	3,722
事業年度中の変動額合計	－	△12	2,000	257	2,245
2021年3月31日残高	1,000	468	38,200	5,414	45,083

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

コニシ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 成 本 弘 治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 立 石 政 人 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コニシ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コニシ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

コニシ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 立 石 政 人 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コニシ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、第96期監査方針および監査計画に基づき職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査の結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

報告すべき重要な後発事象はありません。

2021年5月21日

コニシ株式会社 監査役会

常勤監査役 榎本真也 ㊟

社外監査役 川田憲治 ㊟

社外監査役 中田基之 ㊟

社外監査役 山田美樹 ㊟

以上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけており、経営基盤の強化に努め、安定した配当を実施することを基本方針としております。

第96期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案し、1株につき22円とさせていただきますと存じます。なお、2020年12月に中間配当として、1株につき18円の普通配当をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき40円、前期より4円の増配となります。

<b>1 配当財産の種類</b>	金 銭
<b>2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額</b>	当社普通株式1株につき <b>金22円</b> 総額 <b>783,317,876円</b>
<b>3 剰余金の配当が効力を生じる日</b>	2021年6月23日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

<b>1 減少する剰余金の項目とその額</b>	繰越利益剰余金	<b>2,000,000,000円</b>
<b>2 増加する剰余金の項目とその額</b>	別途積立金	<b>2,000,000,000円</b>

---

## 第2号議案 定款一部変更の件

---

### 1. 変更の理由

当社現行定款について、次の理由から、所要の変更を行うものであります。

- (1) 当社取締役会の監督機能を強化するとともに、経営の透明性・客観性を向上させ、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当社定款について監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 相談役制度を廃止することとし、それに伴う変更を行うものであります。
- (3) また、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、取締役会の決議によって、重要な業務の執行の決定の全部または一部を取締役へ委任することができる旨の規定を新設するものであります。
- (4) さらに、監査役の実任期間の延長に関する規定の削除に伴う経過措置としての付則を新設するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、本総会終結の時をもって発生するものといたします。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 【条文省略】	第 1 条～第 3 条 【現行通り】
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
(3) 監査役会	【削除】
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第 5 条～第 18 条 【条文省略】	第 5 条～第 18 条 【現行通り】
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第 19 条 当社の取締役は、15 名以内とする。	第 19 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15 名以内とする。
【新設】	2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。
(選任方法)	(選任方法)
第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。	第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
【新設】	3. 前 2 項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現行定款	変更案
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役3名以内を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(相談役および顧問) 第23条 当社は、取締役会の決議により<u>相談役および顧問</u>を置くことができる。</p> <p>第24条 【条文省略】</p>	<p>(任期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から、代表取締役3名以内を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(顧問) 第23条 当社は、取締役会の決議により顧問を置くことができる。</p> <p>第24条 【現行通り】</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条～第27条 【条文省略】</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条～第27条 【条文省略】</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 【現行通り】</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第30条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数) 第 3 0 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 3 1 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第 3 2 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 3 3 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 3 4 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">【削除】</p> <p style="text-align: right;">【削除】</p> <p style="text-align: right;">【削除】</p> <p style="text-align: right;">【削除】</p> <p style="text-align: right;">【削除】</p>

現行定款	変更案
<p>2. 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p>(監査役会規程)</p>	
<p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	【削除】
<p>(報酬等)</p>	
<p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	【削除】
<p>(監査役の責任限定契約)</p>	
<p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	【削除】
<p>【新設】</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>【新設】</p>	<p>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>【新設】</p>	<p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>【新設】</p>	<p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 3 8 条～第 3 9 条 【条文省略】</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 4 0 条 会計監査人の報酬等は、<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 4 1 条～第 4 4 条 【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 3 3 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 3 4 条～第 3 5 条 【現行通り】</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 3 6 条 会計監査人の報酬等は、<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 3 7 条～第 4 0 条 【現行通り】</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第 4 1 条 <u>2021年6月22日開催の第96回定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の賠償責任に関する監査役(監査役であった者を含む。)</u>と締結済の会社法第427条第1項の規定による責任限定契約については、<u>なお同定時株主総会決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p>



### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(9名)が任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、経営体制の効率化を図るため1名減員し、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案にて同じ。)8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の選任にあたりましては、当社および当社グループの持続的な成長と長期的な企業価値の最大化に寄与することができる人物を選任し、取締役会にて決定いたしました。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。


取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 再任	よこ た たかし <b>横田 隆</b> (1953年7月12日生) 	1979年4月 当社入社 2004年4月 ボンド事業本部営業本部第一事業部事業部長 2006年4月 ボンド事業本部生産本部栃木工場工場長 2008年4月 執行役員事業推進本部生産本部本部長 2009年6月 取締役ボンド事業本部生産本部本部長 2011年4月 常務取締役ボンド事業本部本部長 2013年4月 代表取締役社長 2017年4月 コニシグループ共同代表兼ボンドグループCEO 2018年4月 ボンドグループCEO 2021年4月 代表取締役会長(現在) グループCEO(現在)  (重要な兼職の状況) ウォールボンド工業(株)代表取締役会長 サンライズ(株)代表取締役会長 丸安産業(株)代表取締役会長 PT.KONISHI INDONESIA コミサリス	51,700株
<b>候補者とした理由</b> 横田隆氏は、ボンド事業本部生産本部本部長、ボンド事業本部本部長、代表取締役社長を務め、経営者として豊富な経験を有しております。この経験を生かし、今後も当社グループの企業価値の向上に貢献すること、グループ全体の経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2 再任	おお やま けい いち <b>大山 啓一</b> (1960年8月14日生) 	1984年4月 当社入社 2012年4月 ボンド事業本部ボンド営業本部建設事業部事業部長 2014年4月 社長室経営企画部統括部長 2014年6月 執行役員社長室室長兼人事部統括部長 2015年4月 コニシグループ統括部統括部長 2016年6月 取締役 2017年4月 海外事業グループCEO 2017年10月 研究開発・生産・物流グループCEO 兼研究開発・生産本部本部長 2018年4月 常務執行役員 2019年4月 ボンドグループボンド営業本部本部長 2019年9月 関東支社支社長 2021年4月 代表取締役社長(現在)	89,400株
<b>候補者とした理由</b> 大山啓一氏は、営業部門、管理部門に長年従事しており、ボンド事業本部ボンド営業本部建設事業部事業部長、社長室室長、研究開発・生産本部本部長を務め、経営者として豊富な経験を有しております。この経験を生かし、今後も当社グループの企業価値の向上に貢献すること、グループ全体の経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補といたしました。			
3 再任	く さ か べ さとる <b>日下部 悟</b> (1957年5月31日生) 	1980年4月 当社入社 2007年4月 事業推進本部ボンド営業本部建設事業部事業部長 2011年4月 執行役員ボンド事業本部土木建設本部本部長 2012年4月 ボンド事業本部ボンド営業本部本部長 2012年6月 取締役(現在) 2013年4月 ボンド営業本部本部長 2015年4月 常務執行役員 2017年4月 専務執行役員(現在) 土木建設グループCEO 2021年4月 工事事業グループ担当(現在)  (重要な兼職の状況) ボンドエンジニアリング(株)代表取締役社長 コニシ工営(株)代表取締役会長 角丸建設(株)代表取締役会長 山昇建設(株)代表取締役社長	36,200株
<b>候補者とした理由</b> 日下部悟氏は、営業部門に長年従事しており、ボンド事業本部土木建設本部本部長、ボンド営業本部本部長、土木建設グループCEOを務め、経営者として豊富な経験を有しております。この経験を生かし、今後も当社グループの企業価値の向上に貢献すること、担当部門の経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4 再任	あり さわ しょうぞう <b>有澤 彰三</b> (1958年3月25日生) 	1980年4月 当社入社 2008年4月 事業推進本部研究開発本部大阪研究所所長 2011年4月 執行役員ボンド事業本部研究開発本部本部長 2013年4月 生産・研究開発本部本部長 2013年6月 取締役(現在) 2016年4月 常務執行役員 2017年4月 研究開発・生産・物流グループCEO 兼研究開発・生産本部本部長 2017年10月 社長室室長兼管理本部・研究開発担当 兼材料科学研究所所長 2018年4月 専務執行役員(現在) 管理本部本部長兼人事部・経営企画室担当 2021年4月 管理本部・人事部・経営企画室担当(現在)  (重要な兼職の状況) ボンドケミカル商事(株)代表取締役会長 PT.Konishi Lemindo Indonesia コミサリス会長	25,900株
<b>候補者とした理由</b> 有澤彰三氏は、研究開発部門に長年従事しており、生産・研究開発本部本部長、社長室室長、管理本部本部長を務め、経営者として豊富な経験を有しております。この経験を生かし、今後も当社グループの企業価値の向上に貢献すること、担当部門の経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補といたしました。			
5 再任	まつ ばた ひろ ふみ <b>松端 博文</b> (1961年4月9日生) 	1985年4月 当社入社 2010年4月 ボンド事業本部営業本部工業用事業部事業部長 2012年4月 ボンド事業本部ボンド営業本部工業用第一事業部 事業部長 2014年4月 執行役員ボンド営業本部副本部長 2017年4月 上席執行役員 ボンドグループボンド営業本部本部長 2018年6月 取締役(現在) 2019年4月 常務執行役員(現在) 研究開発・生産グループCEO 兼研究開発・生産本部本部長 2021年4月 化成品事業本部本部長(現在) 兼関東支社支社長(現在)	8,900株
<b>候補者とした理由</b> 松端博文氏は、営業部門に長年従事しており、ボンドグループボンド営業本部本部長、研究開発・生産本部本部長を務め、経営者として豊富な経験を有しております。この経験を生かし、今後も当社グループの企業価値の向上に貢献すること、担当部門の経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6 再任	いわお とし ひこ <b>巖 利彦</b> (1960年6月4日生) 	1984年4月 当社入社 2009年4月 ボンド事業本部営業本部汎用第二事業部事業部長 2012年4月 ボンド事業本部ボンド営業本部汎用第一事業部事業部長 2015年4月 執行役員ボンド営業本部第一事業部事業部長 2016年1月 ボンド営業本部第三事業部事業部長 2017年4月 上席執行役員 土木建設グループ土木建設営業本部本部長 2018年6月 取締役(現在) 2020年4月 常務執行役員(現在) 2021年4月 ボンド事業本部本部長(現在) 兼土木建設営業本部本部長(現在)  (重要な兼職の状況) ボンド販売㈱代表取締役社長	14,600株
	<b>候補者とした理由</b> 巖利彦氏は、営業部門に長年従事しており、土木建設営業本部本部長を務め、経営者として豊富な経験を有しております。この経験を生かし、今後も当社グループの企業価値の向上に貢献すること、担当部門の経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補といたしました。		
7 再任	たか せ けい こ <b>高瀬 桂子</b> (1952年6月27日生) 	1984年4月 大阪弁護士会登録(現在) 1984年4月 岸田総合法律事務所入所 1989年4月 高瀬総合法律事務所入所(現在) 2015年6月 当社社外取締役(現在)  (重要な兼職の状況) 大阪府公安委員	—
	<b>候補者とした理由および期待される役割の概要</b> 高瀬桂子氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有し、大阪府公安委員会の委員を務めるなど、高い見識を有しております。この経験を生かし、今後も当社グループのコーポレートガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役候補といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8 再任	<p>木村 亮 (1960年3月15日生)</p> 	<p>1985年4月 京都大学工学部交通土木学科入職                      1994年4月 京都大学工学部交通土木学科助教授                      1997年4月 京都大学大学院工学研究科土木工学専攻助教                      2006年7月 京都大学国際融合創造センター教授                      2010年10月 京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻教授                      (現在)                      2016年6月 当社社外取締役(現在)</p> <p>(重要な兼職の状況)                      京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻教授                      阪神高速道路(株)事業評価監視委員会、技術審議会委員                      大阪市高速電気軌道(株)土木技術研究会委員                      (社)日本基礎建設協会理事</p>	—
<p><b>候補者とした理由および期待される役割の概要</b></p> <p>木村亮氏は、京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻教授として高い見識を有しております。この専門的な知識と経験を生かし、今後も当社グループのコーポレートガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役候補といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 高瀬桂子、木村亮の両氏は、社外取締役候補者であります。
- (注3) 高瀬桂子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- (注4) 木村亮氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- (注5) 当社は、高瀬桂子、木村亮の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としており、高瀬桂子、木村亮の両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- (注6) 当社は、候補者全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当社取締役を含む被保険者の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、法令違反行為の場合を除く。)。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しており、各候補者が再任された場合は、引き続き被保険者となります。
- (注7) 当社は、高瀬桂子、木村亮の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- (注8) 「所有する当社株式の数」は2021年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件


当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。


本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 新任	えのもと しんや <b>榎本 真也</b> (1958年10月24日生) 	1982年4月 当社入社 2011年4月 科陽精細化工(蘇州)有限公司出向(総経理) 2013年4月 滋賀工場工場長 2015年1月 栃木工場工場長 2018年4月 土木開発部統括部長 2020年4月 内部監査室理事 2020年6月 常勤監査役(現在)	2,500株
<b>候補者とした理由</b> 榎本真也氏は、研究開発部門に長年従事し、科陽精細化工(蘇州)有限公司総経理としてグループ会社経営の経験を有しております。また、生産部門、営業部門、内部監査室を経験し、豊富な経験と高い見識を有しており、常勤監査役として、当社の監査に重要な役割を果たしております。これらの知見と実績等を踏まえ、当社グループの経営に対する監査・監督機能強化に貢献することが期待できるため、監査等委員である取締役候補といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2 新任	<p>かわだ けんじ <b>川田 憲治</b> (1950年3月29日生)</p> 	<p>1972年4月 (株)埼玉銀行入行 2000年6月 (株)あさひ銀行執行役員 2003年5月 (株)りそなホールディングス代表取締役社長 2006年6月 (株)埼玉りそな銀行代表取締役社長 2009年6月 りそな総合研究所(株)理事長 2011年4月 (株)富士通総研常務理事 2015年4月 同社常任顧問 2016年1月 TMA KAWADA OFFICE 代表(現在) 2017年6月 (株)タカラレーベン社外取締役(現在) P E &amp; H R (株)社外取締役(現在) 2018年6月 当社社外監査役(現在)</p> <p>(重要な兼職の状況) TMA KAWADA OFFICE 代表 (株)タカラレーベン社外取締役 P E &amp; H R (株)社外取締役</p>	1,900株
	<p><b>候補者とした理由および期待される役割の概要</b> 川田憲治氏は、長年銀行経営に携わり、企業経営、財務および会計に精通され、豊富な経験と高い知識を有しており、社外監査役として、当社の監査に重要な役割を果たしております。これらの知見と実績等を踏まえ、当社グループの経営に対する監査・監督機能強化に貢献することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補といたしました。</p>		
3 新任	<p>なか た もとゆき <b>中田 基之</b> (1954年2月28日生)</p> 	<p>1976年4月 (株)近鉄百貨店入社 2006年5月 同社執行役員上本町店長 2007年5月 同社執行役員奈良店長 2009年5月 同社取締役四日市店長 2011年5月 同社取締役常務執行役員本店長 2013年5月 同社取締役専務執行役員本店長 2014年5月 (株)近商ストア代表取締役副社長 2019年6月 当社社外監査役(現在)</p>	1,200株
	<p><b>候補者とした理由および期待される役割の概要</b> 中田基之氏は、長年百貨店経営に携わり、企業経営に精通され、豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役として、当社の監査に重要な役割を果たしております。これらの知見と実績等を踏まえ、当社グループの経営に対する監査・監督機能強化に貢献することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補といたしました。</p>		



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4 新任	<p>やま だ よし き <b>山田 美樹</b> (1954年1月26日生)</p> 	<p>1980年10月 等松・青木監査法人(現、有限責任監査法人トーマツ)入所  1985年3月 公認会計士登録(現在)  1999年7月 監査法人トーマツ(現、有限責任監査法人トーマツ)パートナー  2019年7月 公認会計士山田美樹事務所開業登録(現在)  2020年6月 当社社外監査役(現在)</p> <p>(重要な兼職の状況)  公認会計士山田美樹事務所所長</p>	—

#### 候補者とした理由および期待される役割の概要

山田美樹氏は、公認会計士として財務および会計に豊富な経験と高い知識を有しており、社外監査役として、当社の監査に重要な役割を果たしております。これらの知見と実績等を踏まえ、当社グループの経営に対する監査・監督機能強化に貢献することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 川田憲治氏、中田基之氏、山田美樹氏は、社外取締役候補者であります。

(注3) 当社は、候補者全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としており、各候補者の選任が承認された場合は、同内容の契約を締結する予定であります。

(注4) 当社は、候補者全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当社取締役を含む被保険者の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、法令違反行為の場合を除く。)。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しており、各候補者の選任が承認された場合は、引き続き被保険者となります。

(注5) 当社は、川田憲治氏、中田基之氏、山田美樹氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(注6) 「所有する当社株式の数」は2021年3月31日現在の所有株式数を記載しております。



## 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2012年6月22日開催の第87回定時株主総会において、年額3億5千万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を定めることとし、年額3億5千万円以内(うち社外取締役分年額3千万円以内)とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告20～21ページに記載のとおりであります。

なお、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名(うち社外取締役は2名)となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

---

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額4千5百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、相当であるものと判断しております。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は4名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものいたします。

## 第7号議案

### 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社取締役(社外取締役を除く。)の譲渡制限付株式に関する報酬等の額については、2017年6月16日開催の第92回定時株主総会において、従来の取締役の報酬額(年額3億5千万円以内)とは別枠で、年額6千万円の範囲内にて支給するものとして、株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました。第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の当社取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に対して、改めて譲渡制限付株式を以下のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額6千万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)といたします。また、各対象取締役への具体的な割当については、報酬等の内容の決定に関する方針等に則り取締役会において決定することといたします。

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることになるものであり、その内容は相当であると判断しております。

現在の取締役は9名(うち対象取締役は7名)ですが、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、対象取締役に対して割り当てる本譲渡制限付株式の内容は、2017年6月16日開催の第92回定時株主総会において承認された内容と同一であり、その内容は以下のとおりであります。

## 1. 本譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社の取締役会決議に基づき、本譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産

として払込みすることで、本譲渡制限付株式の割当を受ける。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における(株)東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、下記3. の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものといたします。

## 2. 本譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は年60,000株(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当を含む。)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)以内といたします。

## 3. 本割当契約の内容

### (1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より10年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

### (2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問その他これに準ずる地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

## 「旧小西家住宅史料館」が開館

旧小西家住宅は、1903年に小西屋の社屋兼小西家の住居として建設され、その後1994年まではコニシの本社として、また2019年までは関係会社のオフィスとして、会社の発展とともに100年以上の歴史を歩み続けてきました。そして、国の重要文化財にも指定されたこの建物は、当社創業150周年を迎えた2020年11月、「旧小西家住宅史料館」として生まれ変わりました。往時の姿をそのまま保存した住宅見学ゾーンに加え、店舗として使われていたスペースを改装して新たに展示ゾーンを開設。大阪船場の商いや、小西家の暮らしを感じ取ることができる空間となっております。株主の皆様のご来館をお待ちしております。

※当館は完全予約制となります。コニシ株式会社ホームページ内「旧小西家住宅史料館サイト」よりお申込みください。



大正時代の旧小西家住宅



現在の旧小西家住宅



前栽



炊事場



展示ゾーン



映像コーナー



## サンライズ(株)小山工場が完成

2021年3月にサンライズ(株)小山工場が完成しました。関係会社であるサンライズ(株)は建築用シーリング材の製造販売を中心に事業を展開しています。これまでは岡山工場1拠点のみでの生産でしたが、増産対応、物流費削減を目的に、栃木県小山市に総延床面積5,000㎡、2階建ての新工場を建設しました。さらに今後はコニシ(株)製品のシーリング材の生産も予定しており、コニシグループにおける東日本のシーリング材製造拠点として、さらなる拡販に活用して参ります。



## ボンドエンジニアリング(株)名古屋支店の新社屋が完成

2001年設立のボンドエンジニアリング(株)は、道路・橋梁・トンネル・鉄道など社会インフラの補修補強工事の請負施工を事業とする会社です。事業は順調に推移しており2018年度には売上高100億円を達成しました。今後さらに東海エリアの強化を推進するため、2020年11月に名古屋支店の新社屋を建設しました。今後も社会インフラの補修補強工事の発注は増加すると見込まれており、工事物件獲得に向け積極的に活動して参ります。

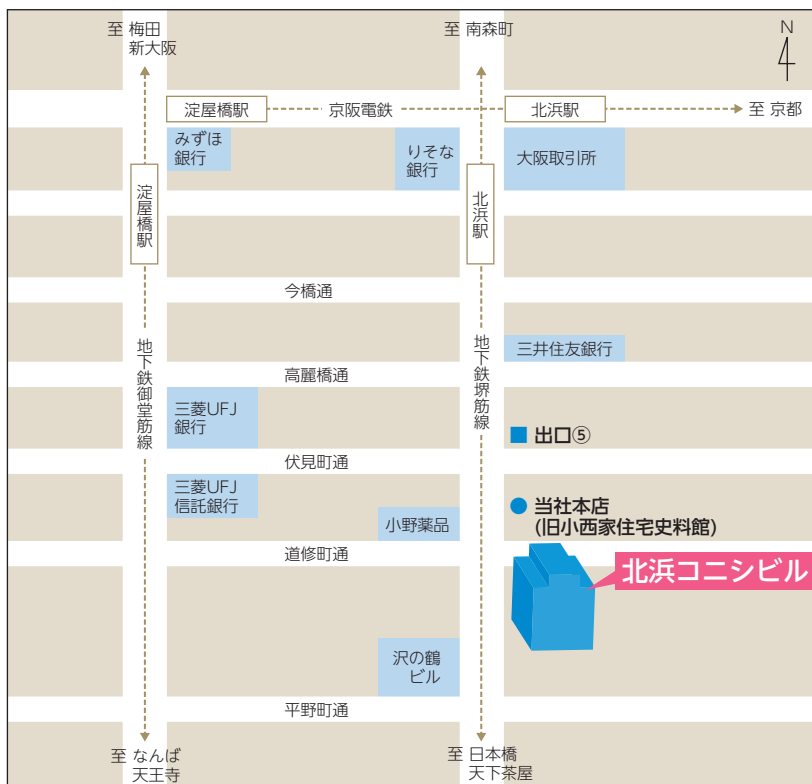


# 株主総会会場ご案内図

## 北浜コシビル 4階 当社ホール

大阪府中央区道修町1丁目7番1号

● 地下鉄：堺筋線北浜駅下車 堺筋東側出口⑤より徒歩約1分



この招集ご通知は、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用し、環境保全のため、植物油インキを使用して印刷しています。